

Q&A

新市の暮らしQ&A

合併協議会では、各町村で行っている事業や制度を比較し、仮に合併した場合、どのようになるべきかを検討し、調整方針として決定しました。その中で特にみなさんの生活に関わりがあるものをここにまとめました。

① 一般編

Q 市の名前はどのようなのか

A 市の名前は、新市名称の募集を実施して協議会において決定します。

Q 字名は変わるのか

A 大字については、現在の町村名(玉穂町、田富町、豊富村)は付けずに、「〇〇市成島〇〇番地」「〇〇市白井阿原〇〇番地」「〇〇市大鳥居〇〇番地」などとなります。

Q 市役所の位置は

A 新市では、既存の庁舎の有効利用を考慮しながら、行政組織や業務内容等を踏まえ、住民サービスの低下につながらないように慎重に検討し、協議会において決定します。

Q 議会議員の定数や任期は

A 議会の議員は、合併後1年以内引き続き新市の議会の議員として在任します。

Q 農業委員会委員は

A 選挙による委員は、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任します。

Q 行政区・自治会はどのようなのか

A 行政区・自治会については、現在の地区を残した上で、それぞれの実績、意見を尊重しつつ、新市と現在の行政区との間に、中間的な連絡組織を設けます。

Q 税金はどのようなのか

A 個人市民税、固定資産税は今までどおり標準税率です。軽自動車税は、今までどおりの税額です。ただし、スピード・スプレアーについては、豊富村の例によります。法人市民税法人税割は今までどおり12.3%です。都市計画税は、新市において検討します。個人市民税及び固定資産税に係わる納期前納付報奨金は、限度額(上限)が設けられます。

Q 広域消防や救急は

A 当面今までどおり、玉穂町、田富町は甲府地区広域行政事務組合に、豊富村は東八代広域行政事務組合に加入します。

Q 消防団は

A 消防団は合併時に統合され、〇〇市消防団となり、現在の3町村の消防団は分団となります。(例:〇〇市消防団玉穂分団、田富分団、豊富分団となります。)消防車両・消防施設については、新市に引き継ぎます。

Q ごみや資源物の収集はどのようなのか

A ごみの出し方や、収集方法は当面今までどおりとし、新市において検討します。

Q 上水道(簡易水道)は

A 上水道は今までどおりです。玉穂地域は甲府から給水、田富地域は田富の水道、豊富地域は簡易水道を使用します。また、水源や施設、料金の差は、新市において長期的な展望を踏まえ、慎重に検討します。

Q 下水道(公共下水道・農業集落排水)は

A 受益者負担金、使用料も含めて今までどおりです。

Q いろいろな団体はどのようなのか

A それぞれの事情を尊重しながら、そのあり方を考慮し、新市において一体化に向けて調整します。

Q 町民保養所は

A 静岡県相良町・御前崎市の両観光協会と提携している海の家への宿泊助成は、田富町の例により1人1泊3000円とします。

Q お祭りはどのようなのか

A 引き続き実施します。日程、内容は開催時期が近いお祭りはバランスよく開催時期を定めます。

Q 住民票・印鑑証明等自動交付機は

A もっとも利用時間の長い田富町の例により年末年始を除き、平日・土曜日・日曜日・祝日とも午前8時から午後8時までとします。なお、豊富村についても自動交付機を設置の方向で検討します。

Q 友好都市・姉妹都市は

A 中国四川省都江堰市との交流を今までどおり継続します。

Q 公営温泉施設は

A 温泉の管理運営については、住民サービスの向上を基本として新市において検討します。

Q 公有財産などは

A 公有財産、基金及び起債は、すべて新市に引き継ぎます。

② 子育て編

Q 保育園はどのようなのか

A 保育園の運営は今までどおりです。公立、私立の保育園がありますので運営方法は新市において検討します。保育時間は現行のまま新市に引き継ぎ、各園の特色を活かし調整します。延長保育も引き続き実施します。保育料は、合併年度はそれぞれの町村の基準例どおりです。翌年度は、国の基準を勘案しながら、負担公平性の観点から、所得の階層区分や年齢区分を見直し統一します。

Q 児童手当関係は

A 国の制度による児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当は相違がありませんので、今までどおりです。

Q 児童館はどのようなのか

A 現在ある施設をそのまま使用します。放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ運営)は、新市において利用者の利便性を考慮して検討します。

Q 幼稚園就園奨励費補助金は

A 保護者のみなさんの負担軽減を図るため、サービスが一番高い田富町の例に統一します。

Q 乳幼児医療費助成金は

A 今までどおりです。国保加入者の窓口無料化については、医療機関の協力を得て新市において実現に向けて検討します。

Q チャイルドシートは

A 貸出制度に統一し新市においても実施します。

③教育編

Q 通学区域(小・中学校)はどのようなもの

A 当面今までどおりです。新市において住民のみなさんの意向を十分踏まえ、長期的に地域性を見ながら学区の再編を検討します。

Q 学校給食は

A 調理場施設や調理方法は今までどおりですが、単独調理場については新市においてセンター方式への変更を踏まえ検討します。給食費は翌年度に統一し、口座振替とします。

Q 学校教育はどのようなもの

A 玉穂町で配置している教育指導員、情報(IT関連)指導員、特殊教育指導員については、他の学校でも必要に応じて配置し、学校教育の充実を図ります。

Q 文化財は

A 指定文化財は、現行のまま新市に引き継ぎます。

Q 社会教育施設は

A 社会教育施設(公民館・図書館・郷土資料館)は、現在あるものをそのまま活用します。図書館は、貸出冊数などに差があるものは、サービスの高い基準に統一します。

Q 体育施設は

A 体育館・プール・運動公園などのスポーツ施設や小中学校グラウンドの貸出条件や使用料は、今までどおりです。

Q 学校施設は

A 学校建設や改修は、町村の計画により現在進行中のものを除き、新市において新たに計画を策定し実施します。

また、学校開放は学校教育に支障がなく、児童生徒の安全確保を考慮し新市において検討し統一します。

Q 成人式は

A 新市において新成人の意向を把握し尊重した上で、成人式のあり方を検討し、内容・開催方法を決定します。



④福祉編

Q 国民健康保険はどのようなもの

A 税率については、合併年度は今までどおりとして、翌年度に統一します。納期は毎月、納付書は年3回発行します。

Q 介護保険はどのようなもの

A 介護保険料については、平成17年度は不均一賦課とします。平成18年度以降は、新市の介護保険事業計画に基づき統一します。

Q 敬老祝金は

A 敬老祝金については、新市において調整し統一して支給します。

Q 各種検診の個人負担金は

A 基本検診・人間ドックなどの対象者や個人負担金は、国の費用徴収基準や、それぞれの町村の個人負担を勘案して新市において統一します。

Q ひとりおや家庭・重度心身障害者医療費助成金は

A 国や県で定める制度については、現行の実施方法を基準に調整し、新市において実施します。

Q 障害者関係手当や支援費は

A 国や県で定める制度については、現行の実施方法を基準に調整し、新市において実施します。また、各町村で独自に実施している事業については、重複するサービス等整理統合の上、住民サービスの低下を招かぬよう新市において統一します。

その他

Q なぜ3町村で合併を検討しているのですか

A 国の三位一体改革により、地方に対する補助金、交付金が縮小されることとなりました。これにより自治体では独自で、行財政改革を進めなければなりません。ただし今の一つの自治体では、現在の住民サービスを保つことが困難な状況です。現在のサービス水準を保ちながら、新たなサービスを展開し、少子高齢化社会を乗り越える体制づくりを進める必要があります。このため玉穂町、田富町及び豊富村の3町村での合併により、市制を施行し、行財政基盤を強化していく必要があります。

また、合併することにより、都市と自然が共生する地域となります。恵まれた自然環境の中、豊かで健全な心身を育てることができる地域であること

※このQ&Aは、各小委員会で協定項目について審議して頂いた結果の調整方針を抜粋したものです。

【今後のスケジュール】

平成17年3月31日までに、3町村の議会の議決を経て、山梨県知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併(新市誕生)





玉穂町・田富町・豊富村合併協議会

〒409-3893 山梨県中巨摩郡玉穂町成島2266

TEL.055-230-7751 FAX.055-230-7752

gappeikyou@town.tamaho.yamanashi.jp

<http://www.ttt-gappeikyou.jp>